

青森県報

号外第二十九号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

- 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課)……………一
- 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(水産振興課)……………一
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課)……………一
- 青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課)……………二
- 青森県宮柳町駐車場規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 青森県宮駐市場規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課)……………二

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七

号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「青森県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

附則第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第二号及び第三号中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三

十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則（平成八年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号を次のように改める。

八 公益社団法人あおもり農業支援センター

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県宮柳町駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県宮柳町駐車場規則の一部を改正する規則

青森県宮柳町駐車場規則（平成十七年四月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第九条」に改める。

第三条中「第三条」の下に「（第二項ただし書を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県宮柳町駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県宮柳町駐車場規則の一部を改正する規則

青森県宮柳町駐車場規則（平成十七年四月青森県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」を「第九条」に改める。

第三条中「第三条」の下に「（第二項ただし書を除く。）」を加え、同条に次のた

だし書を加える。

ただし、同条例別表第二に定める月ぎめ料金により駐車場を全日使用する自動車
で知事が特別の必要があると認めたものの入出場可能時間は、午前零時から午後十
二時までとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、七五〇円」を「六、七二〇円」に、「六、七七〇円」を「六、六八〇円」に、「六、六六〇円」を「六、五六〇円」に、「六、九五〇円」を「六、七三〇円」に、「六、九七〇円」を「六、九九〇円」に、「二、八三〇円」を「二、八四〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八六〇円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円